交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。この場合、広域連合が医療費（一部負担金を除く）を一時立替えて医療機関等へ支払い、あとで第三者（加害者）に請求します。

❶警察署に届け出て、『交通事故証明書』を発行してもらってください。
❷『交通事故証明書』、『印かん』、『本人確認書類』を持って**市区町村担当窓口で『第三者行為による傷病届』の手続きをしてください**。

注意！

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後期高齢者医療制度による医療を受けられなくなる場合があります。
示談をする前に必ず市区町村担当窓口（後期高齢者医療担当）にご相談ください。



